監査公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年7月28日

新城市監查委員 原 義弘 新城市監查委員 下 江 洋 行

- 第1 監查種別 定例監查·行政監查
- 第2 監査の対象 会計課
- 第3 監査に当たった監査委員 原 義弘、下江洋行
- 第4 監査の期間令和2年6月11日~令和2年7月28日

第5 監査の方法

令和2年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る令和元年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各署所の現地査察を実施した。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領 日から概ね3か月を目処に通知されたい。

【会計課】

≪指摘事項≫

- 1 金融機関の定期検査チェック表が鉛筆書きとなっている。ボールペンで記入されたい。また、チェックした者が誰かがわからないため、チェックリストへ記名するなど書式の変更を検討されたい。
- 2 領収印の登録台帳について、廃止されたものと一時休止中のものが混在している。台帳整理を確実に実施されたい。
- 3 整理簿という表現の帳簿があるが、管理簿という表現で統一されたい。 また、管理する内容も精査され、管理を徹底されたい。
- 4 内部統制に係る業務手順書について、もう少し細部にわたり記載されるよう見直しされたい。今年度中を目途に作成されたい。

≪意見≫

1 新たに稼働予定の新住民情報システムに係る市税・料金等収納関連システムと、総合収納システムの連携がスムーズにできるよう引き続きご配慮されたい。